

愛知県国民健康保険運営協議会運営要領 (案)

(目的)

第1条 この要領は、愛知県国民健康保険運営協議会条例（平成28年条例第59号）第5条の規定に基づき、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 協議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して審議等を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第3条 協議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

2 会議録の保存年限は5年間とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、愛知県健康福祉部~~保健医療局医務国保課~~国民健康保険課において処理する。

附 則

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月13日から施行する。